

## 大崎市と宮城県行政書士会との行政手続に関する連携協定書

大崎市（以下「甲」という。）と宮城県行政書士会（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地域社会の活性化と市民サービスの向上を推進するため、次のとおり行政手続に関する連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が緊密な相互連携と協働による活動の推進により、地域の諸課題等に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、別表に示すような、各種行政手続に関する相談及び調査等の業務について連携し、協力する。

2 甲と乙は、前項に定める連携事項に係る取組を効果的に促進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組及び実施方法は、甲乙協議の上、取組ごとに別途取り決めるものとする。

3 乙は、甲との協議により、第1項に定める連携事項に係る取組の一部を、乙の会員に実施させることができる。

### （費用の負担）

第3条 この協定による連携業務に係る費用の負担については、その都度、業務の内容に応じて甲乙協議により決定するものとする。

### （災害の補償）

第4条 この協定に係る業務において、乙の従事者が他人に損害を与え、又は負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合における災害補償については、甲はその負担を負わないものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合には、遅滞なくその状況を書面により甲に報告しなければならない。

(協定の有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに、甲又は乙の書面による解約の申出がなければ、同一内容で1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合は、解約予定日の1月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

(協定の見直し)

第6条 甲又は乙のいずれかが、この協定の内容について変更を申し出たときは、その都度、甲乙協議の上、その変更を行うこととする。

(守秘義務)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく活動において知り得た相手方の秘密情報について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示、漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(雑則)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項につき疑義が生じたときは、甲乙誠意を持って協議し、これを取り決めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を所持する。

令和5年3月16日

甲 大崎市長

伊藤 康志

乙 宮城県行政書士会  
会 長

佐々木 政勝

別表（第2条関係）

(1) 恒常的な業務に係る事項

- ア 各種行政手続・相談に関する事。事。
- イ 成年後見制度に関する事。事。
- ウ 相続人の調査その他の相続に関する事。事。
- エ 空家の調査等に関する事。事。
- オ 外国人住民からの相談に関する事。事。
- カ 所有者不明土地及び建物に関する事。事。

(2) 災害等の業務に係る事項

- ア 各種証明書の交付申請に関する事。事。
- イ 各種登録・抹消手続に関する事。事。
- ウ 各種許認可の申請等に関する事。事。
- エ 各種支援金・給付金等に関する事。事。

(3) その他協定第1条の目的に沿った、甲が必要と認める事項。